

# 第 20 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 25 年 12 月 17 日 (火)

午前 10 時～

泉区役所 4C 会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議題

- (1) 第三次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について
- (2) 第三次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて
- (3) 今後の検討委員会について
- (4) 第三次地区基礎調査開始のお知らせチラシについて

### 4 閉会

## 第三次地区の地元説明会の報告について

## 1 開催報告

平成 25 年 11 月に、第三次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

| 開催日時                                | 開催場所     | 来場者数  |
|-------------------------------------|----------|-------|
| 平成 25 年 11 月 9 日（土） 10 時～11 時 30 分  | 伊勢山小学校   | 106 名 |
| 平成 25 年 11 月 12 日（火） 19 時～20 時 30 分 | 泉中央公園集会所 | 7 名   |
| 平成 25 年 11 月 21 日（木） 15 時～16 時 30 分 | 泉中央公園集会所 | 16 名  |
| 平成 25 年 11 月 30 日（土） 10 時～11 時 30 分 | 伊勢山小学校   | 46 名  |
| 計                                   |          | 175 名 |

## 2 説明内容

## (1) 住居表示制度について

- ・住居表示を実施すると、地番による住所から、「街区番号」及び「住居番号」による住所に変更となる。
- ・町の広さを一定にし、町内で規則的に「街区番号」及び「住居番号」を付けることにより、住所が分かりやすくなる。

## (2) 新町界・新町名案について

- ・新町界案は、「横浜市住居表示整備要綱」に定められている面積や境界設定基準等に従い、現地調査や公図の確認を行い、検討委員会でまとめた。
- ・新町名案は、「横浜市住居表示整備要綱」にある町名設定基準に従い、検討委員会において町名候補を検討した上で、第三次地区から第六次地区にお住まいの方々を対象に、今後の住居表示実施予定地区の実施内容に関するアンケートを行い、その結果を参考に、検討委員会でまとめた。

## (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

「手続が必要ないもの」と「手続が必要な主なもの」について

## 質疑応答の内容

|               | 質問内容  | 回答内容  |
|---------------|---|---|
| ◇住居表示制度に関すること |   |   |
| 1             | 現在の地番による住所の表記では、同番地や枝番号等が使われていて、郵便物の誤配があるが、住居表示を実施すると同番号は使われなくなるのか。 | 住居表示実施時は同じ住居番号を付けないようにします。ただし、今後、建築される建物で、どうしても同じ住居番号になる場合があります。その場合は、住居番号にさらに枝番号をつけることで対応します。  |
| 2             | 住居表示実施後もアパート名は残るのか。   | 集合住宅の場合、住居番号の後にハイフン部屋番号（8—201号など）で表します。ただし、集合住宅の戸数が少ない（概ね9戸未満）場合はアパート名を採用しています。   |
| 3             | 土地が何筆かある場合、土地の所在はどのような表記になるのか。また、それは合筆されてしまうのか。                     | 町名は変更になりますが、法務局で管理している地番は変更されません。枝番号が使われている土地についても同様です。合筆、分筆などは行いません。   |
| 4             | すべての街区が20～30軒になるのか。   | 概ね、20～30軒でひとつの街区にしますが、形の整った街区だけとは限りませんので、軒数が30軒より多くなることも、20軒より少なくなることもあります。   |
| 5             | 住所がわかりやすくなる一方で、防犯面では不安がある。  | これまでの住居表示を行った地域では、防犯上不都合が生じたことはありません。緊急車両（警察車両）が住所を探しやすくなるので、防犯上良いという面もあります。  |
| ◇実施に関すること     |   |   |
| 6             | 和泉町に長らく住んでいるが、住所で不便を感じたことはない。実施を見送ることはできるのか。                        | お住まいの方が不便を感じていなくても、配達業者や緊急車両等は目的地が探しづらいことがあります。住所は公共性が高いため、住居表示実施に向けて検討を進めています。<br><br>地元説明会後（12月）に検討委員会が開催されるため、それまでに実施を見送るべき理由を事務局に伝えていただければ、検討委員会で報告し、検討を行います。 |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 7         | 住所の通知は実施日の約1か月前という話だが、その前に住所を知ることはできないのか。                   | どのように皆さまの住所を新たに設定するのか、については来年の8月まで調査を行う予定です。そのため、住所をお知らせするのは約1か月前になります。                                   |
| 8         | 今回の地域はどれくらいの街区数になるのか。                                       | 現在検討中です。平成26年1月より調査を行い、街区の形状、街区数などを調査します。   |
| 9         | 西側の境界は和泉町団地が三丁目になる棟と来年度4丁目になる棟がある。和泉町団地は全て三丁目ということにはならないのか。 | 検討委員会においても、実施区域を決定する際、検討しましたが、他にエリアの境とする道路がないという意見で一致し、今回の案を示すことになりました。                                   |
| ◇手続に関すること |   |   |
| 10        | 公共料金について、NTT以外の固定電話の会社と契約している場合、手続が必要なのか。                   | NTT以外の固定電話の会社は、契約している電話会社に御連絡ください。  |
| 11        | 不動産登記手続は費用がかかるのか。   | 手続自体に費用がかかることはありません。ただし、郵送で請求する場合は郵送代（簡易書留代含む）がかかります。   |
| 12        | 不動産登記は代理人でも可能か。   | 委任状を用意すれば、代理人申請が可能になります。委任状の書き方については住居表示実施の約1か月前にお配りします、住居表示のしおりに記載いたします。                                 |
| 13        | 日本年金機構に住民票コードを届出ているかわからないが、届出済かどうかはわかるのか。                   | 日本年金機構より、年金記録確認のお知らせが届いている方は住民票コードを届出していない方です。<br>もし、ハガキが来ているかどうかかわからない場合は、お知らせハガキを使用して手続を行っていただいた方が安心です。 |
| 14        | それぞれの手続の期限を教えてください。   | 運転免許証の住所変更については住居表示実施後速やかに行うように法令で定められています。<br>それぞれの手続の詳細につきましては住居表示実施の約1か月前にお渡しする住居表示変更のしおりでご確認ください。     |
| 15        | 個人が手続するものは減らしてほしい。  | 法令上、どうしてもお願いせざるをえないもの、私契約のため、横浜市が把握できないものがございますので、ご理解、ご協力よろしくお願いたします。                                     |

## 第三次地区の実施までのスケジュールについて

|             |   |
|-------------|---|
| 平成 26 年 1 月 | <p><b>横浜市住居表示審議会</b></p> <p>住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議します。</p>  |
|             | <p><b>基礎調査（1 月下旬から 3 月下旬まで）</b></p> <p>新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の受託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行います。</p> <p>なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 26 年 1 月中旬に町内会で回覧します。</p>   |
| 2 月         | <p><b>案の公示</b></p> <p>審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月中旬の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載する予定です。</p>   |
| 4 月         | <p><b>居住調査開始のお知らせ及び居住調査（4 月下旬から 10 月下旬まで）</b></p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 26 年 3 月下旬にお知らせのチラシを全戸配付します。</p>   |
| 6 月         | <p><b>横浜市会</b></p> <p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>   |
| 8 月         | <p><b>実施の告示</b></p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。</p>  |
| 9 月         | <p><b>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</b></p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前（9 月下旬）に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 10月 | <b>住居表示実施</b><br>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。<br>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続きをお願いします。 |
|-----|---|

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、住居表示に関する法律第5条の第2項に基づく変更請求を行うことができます。

案に対する変更の請求が提出された場合

住居表示に関する法律第5条の2の第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成26年6月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成26年9月以降となります。(平成26年10月の実施は延期となります。)

## 住居表示関係法令（抜粋）

住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日 法律第 119 号）

### （住居表示の実施手続）

第 3 条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

### （町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第 5 条の 2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見を聞いた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

### （住居表示義務）

第 6 条 何人も、住居の表示について、第 3 条第 3 項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第 2 項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## 今後の検討委員会について（案）

昨年度から今年度は第三次地区以降の町名・エリア分け、市街化調整区域の取り込みについて検討しました。

第三次地区の新町界・新町名案が横浜市住居表示審議会です承されれば第四次地区の検討に入ります。

### 昨年からの検討の流れ

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成 25 年 1 月          | 横浜市住居表示審議会<br>第二次地区の新町界・新町名案の審議   |
| 平成 25 年 2 月          | 第 15 回検討委員会<br>・今後の町名の決定方法について<br>・各連合のエリア分け・新町名案の報告<br>・第二次地区横浜市住居表示審議会の報告                       |
| 平成 25 年 3 月          | 第 16 回検討委員会<br>・エリア分け・新町名に関するアンケート実施の決定<br>・第二次地区の新町界・新町名案の公示の報告                                  |
| 平成 25 年 5 月          | 現地調査<br>・第三次地区以降の新町界候補の確認<br>・周辺の市街化調整区域の確認<br>第 17 回検討委員会<br>・市街化調整区域の取り込みについて<br>・アンケート実施方法について |
| 平成 25 年 6 月          | 第 18 回検討委員会<br>・第三次地区の新町界、実施区域の確認<br>・アンケートの内容について  |
| 平成 25 年 7 月<br>～ 8 月 | アンケートの実施  |
| 平成 25 年 9 月          | 第 19 回検討委員会<br>地元説明会に提示する新町界・新町名案の決定  |
| 平成 25 年 11 月         | 新町界・新町名案の地元説明会  |

### 来年の検討の流れ（案）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成 26 年 1 月          | 横浜市住居表示審議会<br>第三次地区の新町界・新町名案の審議   |
| 平成 26 年 2 月          | 検討委員会開催なし   |
| 平成 26 年 3 月          | 第 21 回検討委員会<br>・第三次地区横浜市住居表示審議会の報告<br>・第三次地区新町界・新町名案の公示の報告                      |
| 平成 26 年 5 月          | 現地調査<br>・第四次地区以降の新町界候補の確認<br>・周辺の市街化調整区域の確認<br>第 22 回検討委員会<br>・市街化調整区域の取り込みについて |
| 平成 26 年 6 月          | 第 23 回検討委員会<br>・第四次地区の新町界、実施区域の確認   |
| 平成 26 年 7 月<br>～ 8 月 | アンケート実施なし   |
| 平成 26 年 9 月          | 第 24 回検討委員会<br>地元説明会に提示する新町界・新町名案の決定  |
| 平成 26 年 11 月         | 新町界・新町名案の地元説明会  |

（参考）第一次地区、第二次地区ともに上記と同様のスケジュールで検討委員会を開催しています。



## 泉区和泉町第三次地区の 住居表示に関する調査実施のお知らせ

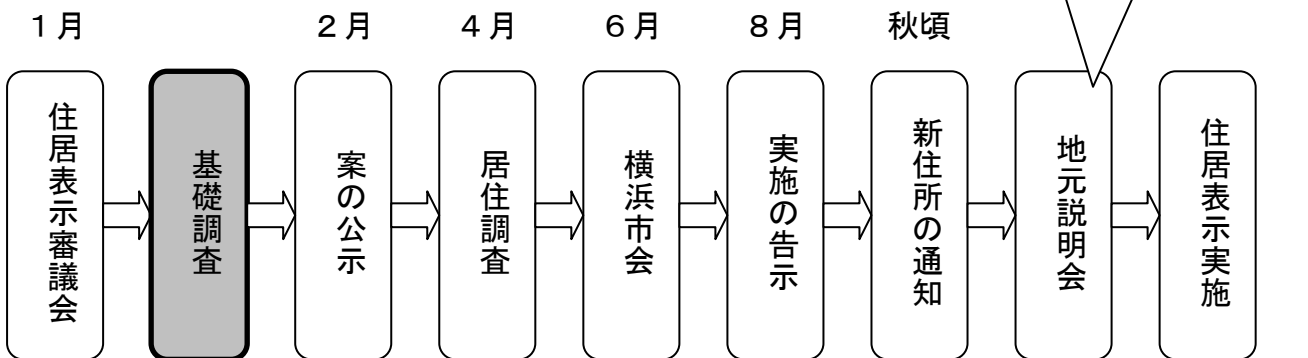
皆様がお住まいの地域は、平成 26 年秋の住居表示の実施（住所の変更）に向けて、検討を進めてきましたが、第 20 回泉区和泉町住居表示検討委員会（平成 25 年 12 月 17 日開催）において、新設する町の最終案がまとまりました。

皆様の新住所は、実施日の約 1 か月前にお送りする「通知書」でお知らせします。新住所の設定にあたり、お住まいの地域で「基礎調査」及び「居住調査」を実施します。

平成 26 年 1 月から、横浜市の委託業者が道路形状等を確認する「基礎調査」を行いますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 実施までのスケジュール（予定）

平成 26 年



### 調査について

#### ◇基礎調査（平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月実施）

新住所の街区番号（○番）及び住居番号（○号）を設定するために、道路の形状等を調査します。

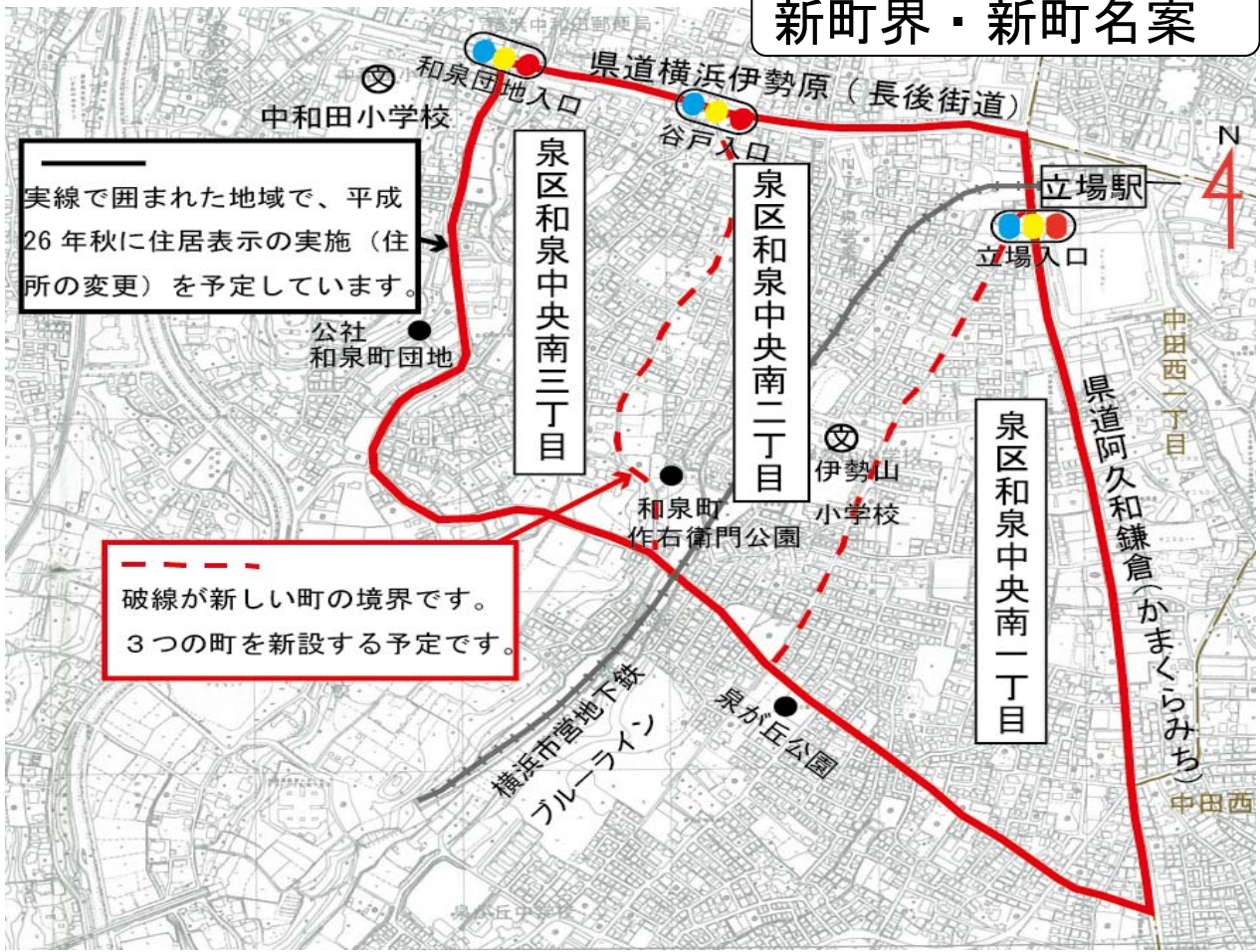
#### ◇居住調査（平成 26 年 4 月～平成 26 年秋頃実施）

「通知書」を発行するために、これまでお使いの住所や、お住まいの方のお名前、事業所の有無などを調査します。このため、調査員がお伺いし、お尋ねしますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、詳細は調査開始時に別途ご案内いたします。

裏面もご覧ください

## 新町界・新町名案



実線で囲まれた地域で、平成26年秋に住居表示の実施（住所の変更）を予定しています。

破線が新しい町の境界です。  
3つの町を新設する予定です。

皆様のご住所は、平成26年秋に次のとおり変更することを予定しています。

【実施前】 泉区 和泉町 ○○○○番地○○  
【実施後】 泉区 和泉中央南○丁目○○番○○号

### ◇泉区和泉町住居表示の検討経過等について

皆様がお住まいの地域には、同番地が多い、隣近所で住所が大きく違うなど、住所が混乱しているところがあります。住居表示制度により住所を付け替えると、住所が分かりやすくなります。

和泉町は、平成22年に地域から住居表示実施のご要望をいただきました。そこで、「泉区和泉町住居表示検討委員会」を設置し、お住まいの皆様のご意見をお伺いしながら、新町界・新町名案の検討を順次進めています。

第三次地区の新町界・新町名案の検討に際しては、現地調査やお住まいの方に町名アンケートを実施するなどして、計8回の検討を重ねました。また、平成25年11月に新町界・新町名案に関する地元説明会を開催しました。

今後も、お住まいの皆様には進捗状況等について、チラシ等でご案内をしながら進めていきます。

和泉町の住居表示検討の詳細は、横浜市ホームページでご覧いただけます。

横浜市 住居表示

検索

【問合せ】（泉区和泉町住居表示検討委員会事務局）

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL 045 (671) 2320 FAX 045 (664) 5295

メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

県道横浜伊勢原（長後街道）



|                    |  |      |
|--------------------|--|------|
| すべて<br>廃止          |  | 字伊勢山 |
|                    |  | 字十三本 |
|                    |  | 字古橋  |
| 第三次<br>地区内<br>のみ廃止 |  | 字打越  |
|                    |  | 字桜川  |
|                    |  | 字関島  |

立場駅

中田西一丁目

中田西二丁目

中田西三丁目

県道阿久和鎌倉（かまくらみち）

和泉

町団地

伊勢山小学校

和泉町作右衛門公園

泉が丘公園

至下飯田

市営地下鉄  
ブルーライン